

9月9日は救急の日

救急企画室

1 はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に昭和57年に定められ、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。今年も、9月4日（日）から9月10日（土）までが「救急医療週間」です。この期間には、全国各地において、消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本救急医学会、その他関係機関の協力により各種行事を開催しています。

2 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な行事の内容については、各都道府県において関係機関と協議の上、定めることとしていますが、その実施に当たっては、次の事項に重点をおいています。

(1) 応急手当の普及啓発

パンフレットの配布、講習会、研修会等を通じて、緊急時における心肺蘇生法等の応急手当の実技指導、日常における健康教育、その他救急業務に関する知識の普及を図ります。

(2) 救急車の適正な利用方法の普及啓発

救急搬送の状況、救急相談窓口等を、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等、各種広報媒体を通じて広く紹介するなど、救急車の適正な利用方法について普及を図ります。

(3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

救急医療や救急業務に功績のあった救急医療関係者、救急隊員等に対して都道府県知事、市町村長等の表彰を行うほか、救急医療関係者及び救急隊員の知識の向上及び意識の高揚を図るため、研修会や講習会を開催します。

(4) その他

新聞、テレビのほか、ポスターの掲示、1日病院長、

1日救急隊長の任命などを通じ、広く救急医療及び救急業務に関心を高めます。また、救急医療及び救急業務関係者の意見交換を行うほか、都道府県又は市町村の実情に応じて、集団事故対策の一環として総合訓練等を実施します。



「救急の日」ポスター

3 救急医療週間に行う主な行事

(1) 救急功労者表彰

毎年9月9日の「救急の日」に合わせて、救急業務の推進に貢献があった個人・団体に対し、総務大臣と消防庁長官が表彰を行います。



平成27年度救急功労者表彰

(2) 「救急の日2016」

消防庁、厚生労働省、一般社団法人日本救急医学会及び一般財団法人日本救急医療財団の共催により9月4日(日) アクアシティお台場(3階アクアアリーナ)において「救急の日2016」のイベントを開催します。

今回も救急車の適正な利用方法について普及啓発活動を行うとともに、子供たちへの簡単救命講習(心肺蘇生法を中心とした応急手当の実技指導)や、救急車の適正利用ショートムービーコンテストなどを行います。また、全国消防イメージキャラクターの「消太」に加え、日本赤十字社の公式マスコットキャラクター「ハートラちゃん」、そして群馬県のマスコットキャラクター「ぐんまちゃん」も登場し、救急の日を盛り上げていただく予定です。



「救急の日」オープニングセレモニー(平成27年)



子供たちによる心肺蘇生法講習の様子(平成27年)

4 おわりに

今年も全国各地で種々の行事が行われますが、これらの機会を通じて応急手当の重要性が国民の皆様にも再認識され、救急業務に対する理解が深められますよう、また、救急需要対策の一環として「救急車の適正な利用」について各種広報媒体を有効に活用し、救急車の利用状況を始め、救急業務の実態を正確に情報提供することにより、国民の皆様にも「救急車の適正な利用」に対する御理解と御協力が得られることを期待しています。



「救急の日」全体風景(平成27年)

問い合わせ先

消防庁救急企画室 森川専門官、勝森係長、足立事務官
TEL: 03-5253-7529